

7月2日(木) 総務課長交渉

5月21日に職員から寄せられた「ボイスカード」を元に、組合が再度要求した「新型コロナウイルス感染症に対応する職員の安全確保と労働条件に関する追加緊急要求書」の回答が6月17日にありました(裏面参照)。病棟閉鎖の件については組合に寄せられた苦情に対し面談・説明も行なったとの見解を示しました。また市の保健所職員等に支給が決まった特殊勤務手当については検討としています。コロナ関連の特例措置として業務により日額3000円から4000円の支給決定など特殊勤務手当の支給は全国的な広がりを見せ、千葉県病院局でも特例の手当として同様の提案が組合に提案されています。これからコロナ第2波、3波を迎えるであろう職員への励みにもなる特例措置導入を、組合は交渉でも訴えていきます。

○新型コロナウイルス感染症対策で国から医療従事者に慰労金

厚生労働省は6月16日、都道府県内で新型コロナウイルス感染症の患者が判明するか、緊急事態宣言の対象区域となつてから、6月末までに10日以上勤務した医療従事者に慰労金を支給すると発表しました。医療機関・施設で働く医師や看護師のほか、職種にかかわらず窓口職員なども含めて「患者さん・利用者さんに接する業務」に就いている人全員が対象になります。一人当たり20万円が上限とされていますが、新型コロナ患者の診療を行った医療機関は20万円が給付対象となります。具体的な給付方法や時期は未定ですが、組合は対象職員に早急に給付されるように当局へ求めていきます。

○新型コロナウイルス感染症緊急対策の第3弾(案)を発表

船橋市は6月22日感染症入院患者受け入れのために確保した病床の空床分及び院内感染防止のために休床とした病床に係る経費に対して県補助対象となる病床に36000円、入院患者を受け入れた医療機関に対し協力金として入院患者一人当たり50万円(県補助)を支給するなどの支援策を議会に提案すると発表しました。

★ 総務課長交渉に参加しよう ★

ぜひ職場の状況を皆さん自身の声で訴えてください!

- ◆日時：7月2日(木) 17時30分～1時間程
- ◆場所：C館 401会議室
- ◆交渉内容

- | | |
|---------------|--------------------|
| ①パワハラ問題 | ④感染者対応職員への特勤手当支給問題 |
| ②時間外の残業手当問題 | ⑤感染防止策と在宅勤務者等の人員補充 |
| ③病棟閉鎖、異動の説明問題 | ⑥駐車場使用料を巡る問題 |



参加できる方は、事前に人数を把握したいので、職場に22日配布した交渉案内チラシの参加確認票に署名して組合ポストへ。食事代700円支給あります。

新型コロナウイルス感染症対策関連（5月21日要求）

追加緊急要求書の回答（6月17日）

新型コロナウイルス感染症に対応する職員の安全確保と労働条件に関する追加緊急要求書の回答

要求事項	回答
<p>1 十分な説明もなく病棟閉鎖、異動を言い渡され動揺し不安、不信感を訴える声が上がっています。また面会制限の対応が統一されておらず患者家族とのトラブルも発生しております。緊急時だからこそ間違いがないように個別対応はせず、コロナ禍の長期化にそなえ、病院として統一した対応ができるように情報の共有化、文書化し、あらためて管理職が職員に丁寧に説明し、また相談の機会を与えること。</p>	<p>病院事業の企画・立案・執行及び職員の配置等については、交渉事項と考えておりません。なお、病棟閉鎖については管理職が全員に面談を行うとともに、状況の説明については複数回実施しております。また、病院として統一した対応ができるよう、各種文書を院内ポータルに掲載して共有・周知を図っております。</p>
<p>2 更衣室、仮眠室や休憩室、当直室が密室、密集状態になっており、また感染の疑いがある患者の動線（エレベーターなど）が十分に周知されていません。院内感染やクラスターを避けるためにも実態を調査、公表し、早急に改善すること。</p>	<p>休憩室の対応として、0館5階の食堂が密集状態となることを避けるため、4月13日から0館4階の会議室を休憩室として開放しているところです。また、4月22日以降、来院される患者さん等を対象に正面玄関前で検温を実施し、発熱がある者に対しては別箇所に案内するなどの対策を取っており、このことについて院内ポータルに掲載し周知を図っております。</p>
<p>3 新型コロナウイルス感染症に関わる職員は感染の恐怖はもとより差別や偏見、家族への後ろめたさなど様々なストレスに曝されます。保健所・北総育成園で作業を行った市職員に感染症防疫等作業手当が支給されることも鑑み、関係職員に対し、高い精神的緊張度が伴う業務の特殊性、危険性に即した特殊勤務手当を支給すること。</p>	<p>病院に勤務する医療従事者は職務上、新型コロナウイルス感染症に限らず他の感染症に対するリスクを有しており、業務として通常想定していない市職員と同一視することは難しいと考えておりますが、引き続き他病院の状況等を踏まえて検討してまいります。</p>
<p>4 コロナウイルス感染予防対策の観点から夏期休暇を削減せず、取得期間を延長すること。</p>	<p>令和2年5月22日付船病院総第772号にて提示しましたとおり、夏期休暇は従前どおり7日とし、取得期間についても令和2年6月1日からと延長しております。</p>
<p>5 院内感染防止策として入院患者、最低でも手術前の患者にPCR検査を実施すること。</p>	<p>入院患者や手術前患者に対してスクリーニングとしてのPCR検査を行うことは考えておりませんが、患者の症状により必要に応じてPCR検査を行うこととしております。なお、新型コロナウイルス感染症の持込防止を図る必要があることから、入院予定の患者さんに対しては自身の健康管理を行っていただき、入院日の6日前から体温測定をお願いしております。</p>
<p>6 労使間で高い精神的緊張度及び感染の危険が伴う業務に対する問題意識の共有を図り、正規・非正規問わず安全対策と健康管理の徹底を確認すること。</p>	<p>職員の安全対策として研修会の実施や医療従事者に対するPPEの着脱訓練を実施するほか、疑い患者来院時の対応方法等についてフローを作成しております。また、健康管理については「職員の健康管理指針」を定め、検温の実施や発熱時等の対応について徹底しており、職員の安全対策に関する文書を含めて院内ポータルに掲載して周知を図っております。</p>

「公務労働者の賃金・労働条件の改善を求める署名」（人勧署名）に協力ください

取り組み期間 6月11日～7月16日（木）まで
※昼前後に回収させていただきます。